



島根県報

平成27年7月14日（火）

第2,716号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	（障がい福祉課）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（水産課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中小企業課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（4件）	（ 〃 ）	6
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（ 〃 ）	10
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	12

告 示**島根県告示第513号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 原商	福祉用具貸与	株式会社 原商 雲	雲南市三刀屋町三刀屋73番	平成27年 7 月 10日
	介護予防福祉用具貸与	南営業所	地 4	
株式会社 原商	特定福祉用具販売	株式会社 原商 雲	雲南市三刀屋町三刀屋73番	平成27年 7 月 10日
	特定介護予防福祉用具販売	南営業所	地 4	

島根県告示第514号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成27年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自立支援医療の種類	変更年月日
名 称				
変 更 前	変 更 後	所 在 地	自立支援医療の種類	変更年月日
西津田のぞみステーション	生協のぞみ訪問看護ステーション			

島根県告示第515号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 加入区の名称

温泉津・江津

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所の地区の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

2 (1) 加入区の名称

温泉津・江津

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所の地区の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

3(1) 加入区の名称

浜田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

島根県告示第516号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 吉田 恒彦 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 茂年	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木東地 実	
A s - m e エステール (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(有) リバティ	島根県益田市あけぼの本町10番地1	川上 洋一	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(有) モード・エ・モード静岡	島根県益田市乙吉町ロ42番地1	安達 静江	
(株) ちづる	広島県広島市東区若草町10番12号	森 啓輔	
(株) コスモネット	京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地	三上 明	
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株) ビューユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	小倉 久明	

(株) ヒロコーポレーション	福岡県福岡市東区千草四丁目10-1-111	井上 恭枝	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	舟橋 浩司	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博丈	
山下 雅生	島根県益田市大谷町268番地9		
藤久 (株)	愛知県名古屋市中東区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 道正	
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	治山 正史	
(株) 島根イエローハット	島根県益田市高津七丁目19番8号	永富 武光	
(株) ベスト電器	福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号	小野 浩司	平成25年11月15日 退店
(株) ファーストリテイリング	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井 正	
(株) 三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加賀 純一	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 茂年	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木束地 実	
A s - m e エステール (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(有) リバティ	島根県益田市あけぼの本町10番地1	川上 洋一	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(有) モード・エ・モード静	島根県益田市乙吉町42番地1	安達 静江	
(株) ちづる	広島県広島市東区若草町10番12号	森 啓輔	
(株) コスモネット	京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地	三上 明	
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株) ビュー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	小倉 久明	
(株) ヒロコーポレーション	福岡県福岡市東区千草四丁目10-1-111	井上 恭枝	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	白土 孝	平成25年5月22日 代表者変更
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博丈	
山下 雅生	島根県益田市大谷町268番地9		
藤久 (株)	愛知県名古屋市中東区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正	平成26年5月23日 代表者変更
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	治山 正史	
(株) 島根イエローハット	島根県益田市高津七丁目19番8号	永富 武光	
(株) ファーストリテイリング	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井 正	
(株) 三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加賀 純一	
(株) ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	野水 優治	平成26年3月14日 入店

(4) 変更の年月日

上記小売業一覧表のとおり

2 届出年月日

平成27年 6 月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市常盤町1番1号）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 7 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー川本店 島根県邑智郡川本町大字因原563番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ジュンテンドー新川本店

（変更後）ジュンテンドー川本店

イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 道正 島根県益田市下本郷町206番地5

（変更後）株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 道正 島根県益田市下本郷町206番地5

（変更後）株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(4) 変更の年月日

(3)ア：平成16年 4 月22日

(3)イ：平成26年 5 月23日

(3)ウ：平成26年 5 月23日

2 届出年月日

平成27年 6 月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

川本町産業振興課（邑智郡川本町大字川本545－1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第518号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 7 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 吉田 恒彦 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

（株）イズミ外16社 : 午前8時から午後10時まで

（株）ジュンテンドー（ホームセンター棟） : 午前9時から午後8時まで

（株）ヒマラヤ : 午前10時から午後8時まで

（株）島根イエローハット : 午前10時から午後8時まで

はるやま商事（株） : 午前10時から午後8時まで

（株）ファーストリテイリング : 午前10時から午後8時まで

(株) ジュンテンドー (書籍棟) : 午前10時から午後10時まで

(株) 三城 : 午前10時から午後7時30分まで

(変更後)

(株) ジュンテンドー (ホームセンター棟) : 午前7時から午後9時まで

(その他は変更なし)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分から午後10時30分まで (第一駐車場から第五駐車場まで)

(変更後) 午前6時30分から午後10時30分まで (第一駐車場から第五駐車場まで)

(4) 変更の年月日

平成27年7月1日

2 届出年月日

平成27年6月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター (益田市常盤町1番1号)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第519号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージュンテンドー江津店 島根県江津市二宮町神主ハ89-1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 変更しようとする事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 24台 (A棟建物北側: 16台、A棟建物西側: 8台)

(変更後) 24台 (A棟建物北側: 10台、A棟建物西側2箇所: 8台及び6台)

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (株) ジュンテンドー: 午前9時から午後8時まで

(株) キヌヤ : 午前9時から午後12時まで

(株) しまむら : 午前10時から午後8時まで

(変更後) (株) ジュンテンドー: 午前7時から午後9時まで

(その他は変更なし)

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

(4) 変更の年月日

(3)ア : 平成27年 7 月 15 日

(3)イ及びウ: 平成27年 7 月 1 日

2 届出年月日

平成27年 6 月 30 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課 (江津市江津町1525番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第520号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー川本店 島根県邑智郡川本町大字因原563番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時から午後8時まで

(変更後) 午前7時から午後8時30分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時から午後9時まで

(変更後) 午前6時30分から午後9時まで

(4) 変更の年月日

平成27年 7 月 1 日

2 届出年月日

平成27年 6 月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

川本町産業振興課 (邑智郡川本町大字川本545-1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第521号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 7 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー新六日市店 島根県鹿足郡吉賀町六日市951番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

株式会社丸久 代表取締役社長 田中 康男 山口県防府市大字江泊1936番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (株) ジュンテンドー : 午前9時から午後8時まで

(株) 丸久 : 午前8時から午後9時まで

(変更後) (株) ジュンテンドー : 午前7時から午後9時まで

(株) 丸久 : 午前8時から午後9時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分から午後10時まで

(変更後) 午前6時30分から午後10時まで

(4) 変更の年月日

平成27年 7 月 1 日

2 届出年月日

平成27年 6 月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

吉賀町産業課 (鹿足郡吉賀町柿木村柿木500番地 1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第522号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 7 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー浜田店 島根県浜田市高田町55番 1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地 5

(3) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後8時まで
(変更後) 午前7時から午後8時30分まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後8時30分まで
(変更後) 午前6時30分から午後9時まで
- (4) 変更する年月日
平成27年 7 月 1 日
- 2 届出年月日
平成27年 6 月30日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
浜田市産業経済部産業政策課 (浜田市殿町1番地)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第523号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による届出があつたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 7 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジュンテンドー出雲南店 島根県出雲市塩冶町字善行寺1196-1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5
- (3) 変更しようとする事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後8時まで
(変更後) 午前7時から午後8時30分まで

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前8時30分から午後8時30分まで
 (変更後) 午前6時30分から午後9時まで

(4) 変更する年月日

平成27年 7 月 1 日

2 届出年月日

平成27年 6 月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課 (出雲市今市町70番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第524号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 7 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称 生湯

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市生湯町2042番12	1号
〃 2042番	2号
〃 1339番	3号
〃 1335番	4号
〃 1351番1	5号
〃 2039番13	6号
〃 1349番4	7号
〃 1349番13	8号
〃 2040番1	9号

” 2042番13

|10号